

平成 17 年 10 月 6 日

預金の不正な払戻しへの対応について

全 国 銀 行 協 会

近年、預金の不正払戻し事件が多発していることに加え、インターネットバンキングに係る新たな手口の不正払戻し事件が発生している状況下、今般、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」が成立し、公布された。

私ども銀行界は、偽造・盗難キャッシュカードや盗難通帳による預金の不正払戻し事件が、預金の安全性を脅かし、お客さまからの「信頼」を根幹から崩しかねない重大な問題であると認識していることから、盗難通帳による不正払戻しに関しては平成 15 年 9 月に、偽造キャッシュカードによる不正払戻しに関しては本年 1 月及び本日申し合わせを行う等、種々の対策に取り組んできたところであるが、今回の法律並びに附帯決議の内容を真摯に受け止め、これを機に、改めて先の申し合わせ事項を再確認するとともに、今後一層の取り組み強化に努めることを申し合わせる。

記

1．盗難通帳による不正払戻しへの対策（平成 15 年 9 月申し合わせ）

副印鑑制度の廃止や、お客さまへの注意喚起のための広報活動を強化する、等

2．偽造・盗難キャッシュカード問題への対策(平成 17 年 1 月及び本日申し合わせ)

キャッシュカードの IC カード化や 1 日あたりの利用限度額の引下げ等、偽造キャッシュカードの作成防止や盗難キャッシュカードの被害拡大を防ぐための取り組みを一層強化する。なお、万が一被害が発生した場合には、捜査機関に積極的に協力し、お客さまの被害の補償についても真摯に対応する、等

3．インターネットバンキングに係る犯罪への対策（別紙）

最新の犯罪実態の把握・分析に努め、適切な技術的防止策を講じるとともに、お客さまへの注意喚起に努める。なお、万が一被害が発生した場合には、被害者に対して真摯に対応するとともに、積極的な情報開示により被害拡大を防止し、インターネットバンキングの信頼性の維持・向上に努める、等

以 上

インターネットバンキングに係る犯罪への対策について

1. 会員銀行における取り組みに係る申し合わせ

- (1) 犯罪実態の把握・分析に努めること
- (2) 適切なセキュリティ対策を実施すること
- (3) お客さまへの注意喚起を行うこと
- (4) 金融機関間の情報連絡体制を強化すること
- (5) 積極的な情報開示を行うこと
- (6) 被害者に対して真摯に対応すること

2. 全銀協としての対応策

- (1) 専門チームの設置による体制の強化
「偽造・盗難キャッシュカード問題」「盗難通帳による不正払戻し」を含め、預金の不正な払戻し全般への対応に関する取り組みや関係検討部会の検討状況等を総括
- (2) 実態の把握・分析
犯罪手口・被害状況等の犯罪実態や会員銀行のセキュリティ対策の実施状況の把握
上記 をもとにした傾向等の分析
- (3) 調査・研究
海外の犯罪手口・犯罪状況等の犯罪実態やセキュリティ対策事例及びその有効性等に関する調査研究
インターネット取引に係る消費者保護に関する調査研究
- (4) 対策の検討等
上記(2)(3)を踏まえたセキュリティ対策・消費者保護のあり方等に関する検討
「インターネット・バンキングにおいて留意すべき事項について」の改定
- (5) 広報活動の強化
お客さまへの注意喚起のためのポスター、パンフレット等の作成
- (6) 情報共有・連携の強化
会員銀行間における被害発生時の情報共有や口座利用停止の依頼等に係る情報連絡体制の整備
会員銀行に対する、セキュリティ上の脅威や先進的な対策事例等の情報還元
外部専門家による会員銀行向けセミナーの開催
関係機関（警察庁、金融庁、経済産業省等）との連絡体制の整備
会員銀行からの照会対応